

2019 年度修士課程就学支援制度の申請について

授業料免除制度

修士課程就学支援制度は、「高知工科大学修士課程就学支援制度に関する規程」に基づき、本学学士課程に在学する者で、本学大学院修士課程への入学を希望している者のうち、経済的理由により授業料の納付が困難である者を支援する制度です。

この制度による授業料免除を申請するためには、所定の様式と添付書類を期日までに提出する必要があります。資料を熟読のうえ、手続きを進めてください。

制度の採用者となる要件

1. 本学の修士課程に進学すること（合格を以て学業基準を満たしたものとする）
2. 経済的理由により授業料の納付が困難であること。（別紙家計基準参照）

制度の採用予定者の決定（全額免除および半額免除の判定）および通知について

各申請においてこの制度を適用する採用予定者の決定を行い、その結果（採用予定者結果通知）を書面にて通知します。但し、採用予定者の決定時点では、全額免除者の決定は行われません。

修士課程進学直前の3月末日において、全額免除基準に適合する採用予定者の中で困窮度の高い者から順に1学年5名を全額免除者として決定します。

申請について

本制度には複数の申請機会が設けられています。

- ① 3年次 6月募集（説明会6月、選考結果通知10月末）
- ② 3年次 12月募集（説明会12月、選考結果通知3月末）
- ③ 4年次 6月募集（説明会6月、選考結果通知10月末）

（再審査について）

修士課程就学支援制度は、1度申請をして結果通知を受け取った後に、収入、家族構成（結婚・離婚・独立等）、兄弟姉妹が通う学校種別、通学形態等に変更があれば、再度申請をすることも可能です。ただし、上記の①、②、③のどの時期に1度目の申請を行うか、どの時期に再申請を行うかで、家計評価額（困窮度の指数）が変わらず、審査結果に影響しないこともあります。再審査を考えている場合は、学生支援課窓口まで相談に来てください。

他の制度との重複採用について

1. 特待生制度（特待生 S に限る。最長 5 年）との重複

特待生制度（特待生 S に限る。最長 5 年）により、修士課程の年間授業料全額が免除される期間においては、本制度の対象とならない。

例 1) 学士課程を 4 年で卒業し、大学院進学後も特待生資格を継続する者。

⇒ 本制度への申請は可能。但し、修士 1 年次は特待生として授業料が免除されるため、本制度の適用はしない。修士 2 年次から本制度が適用される。

例 2) 学士課程を 3 年で卒業（早期卒業）し、大学院進学後も特待生資格を継続する者

⇒ 早期卒業が確定している場合は、特待生として授業料が免除される資格が 2 年間残っているため、本制度の適用はしない。

2. 授業料免除制度との重複

本制度で「全額免除」の決定を受けた者は、授業料免除制度に重複申請できない。

本制度で「半額免除」の決定を受けた者は、授業料免除制度に重複申請できる。

※すでに本制度で半額免除を受けている学生が、授業料免除制度で半額免除となった場合に、併せて全額免除とする事はできません。

※上記は、今年度の内容を掲載しています。

		修士課程就学支援制度	
		全額免除	半額免除
特待生 S (※)	通常卒業	M2 年次のみ対象	M2 年次のみ対象
	早期卒業	対象外	対象外
修士課程進学後授業料免除制度に申請した場合の判定結果	全額免除の者	対象外	全額免除
	半額免除の者	対象外	半額免除

(※) 大学院進学後も特待生資格を継続する場合に限る。

学業基準

修士課程合格を以て学業基準を満たすものとする。

家計基準

別紙の「家計基準」を参照してください。

※本制度の家計基準は「授業料免除に係る家計基準」（別紙）に準ずるものとし、収入基準額は大学院修士課程のものを適用する

スケジュール

説明会	11月18日(月) 18:10-19:00 (K101) ・・・・香美キャンパス ※永国寺キャンパスの学生は学生支援課にて個別説明します。
アンケート回答期限	12月4日(水) 23:59 まで
提出期限	12月13日(金) 17:00 まで
採用予定者選考結果通知	2020年3月末
全額免除者決定	修士入学直前の3月末

結果通知

本制度の結果通知は、書面で行います。(学生支援課窓口で受取り)

注意!!

本制度に採用された場合でも、申請書類の記載事項に虚偽の事項が判明した場合は、許可が取り消しとなることもあります。

アンケート回答期限

2019年12月4日(水) 23:59 まで

申請意思確認のため申請希望者は全員、ポータルサイトのアンケートから「2019年度修士課程就学支援制度12月募集申請希望者要回答」に回答してください。

書類提出締切

2019年12月13日(金) 17:00 まで

注意!!

○申請期間以降は、受付できません。

○申請期間中に整わない書類がある場合や不明な点がある場合は、必ず申請締切日前に余裕をもって担当者に相談してください。事前相談なしに申請書類に不備のある場合は原則受け付けることができません。

提出先・問い合わせ窓口

香美キャンパス 学生支援課

〒782-8502 香美市土佐山田町宮ノ口185 TEL: 0887-53-1118 FAX: 0887-57-2000

永国寺キャンパス 学生支援課

〒780-8515 高知市永国寺町2番22号 TEL: 088-821-7200 FAX: 088-821-7101

提出書類について

※大学が必要と認めた場合、以下に示した書類以外にも各種証明書類の提出を求めています。
また、必要に応じてコピー可の必要書類に関しても、原本の提示を求めています。

1. 申請者全員が提出する書類

	提出書類	留意事項	発行機関等
1	修士課程就学支援制度申請書（様式1）	記入要領を参照し、 申請者本人 が記入すること。 ※理由欄に書ききれない場合は A4 の用紙に理由を書いて添付してください。（フォーマット自由）	
2	家庭状況調書（様式2）	記入要領を参照し、申請者本人が記入すること。 家族全員を記載し、世帯主からみてそれぞれの家族が同居か別居かを記載すること。	
3	住民票（住民基本台帳） ※原本 ※マイナンバーの記載がないもの	○本人及び同居している 全員が記載されたもの （世帯全体が記載されている『住民票謄本』）を提出すること ○本人が家族と別の住所に住民票がある場合は 本人の住民票も必要 です。 ○兄弟姉妹が県外の大学に通っており、実家以外に住民票を移している場合は、該当の兄弟姉妹の住民票も必要です。	市区町村役場
4	所得課税証明書、 収入及び課税額に関する 他の証明書 ※原本 ※マイナンバーの記載がないもの	○現在、市町村役場で取得できる最新の所得課税証明書（昨年度の所得が記載されているもの）を取得すること（※所得額・課税額の両方が明記されていること） ○所得課税証明書は、所得の有無に関わらず家庭状況調書（様式2）の「就学者を除く家族」欄に記載した家族全員分を提出してください。 ※収入のない方の分も必要です。 （無職の場合も所得が「0」の証明のため） ※所得課税証明書には個人分と世帯分がありますが、 両親については個人分の所得課税証明書を取得してください。 両親以外の家族については世帯全員分の書類で問題ありません。	市区町村役場
5	直近1年間の収入に関する 証明書 ※コピー可 ※マイナンバーの記載がないもの	○「就学者を除く家族」欄に記載した 家族全員 の収入の証明を提出してください。 ※給与所得者の源泉徴収票は不要です。 【給与所得者以外（自営業、農業等）】 確定申告書（控）及び損益計算書等収入支出内容が分かるもの （例：青色申告決算書、平成30年分（2018年）収支内訳書等） *確定申告の際に、税務署に持参・郵送により申告を行った場合は、 <u>税務署の受付印があるもの。</u> <u>インターネットで電子申告により行った場合は、申告内容確認票に受付番号が入ったものの写しか、送信した際に送られてくる「受信通知又」を添付すること</u>	勤務先

2. 該当する場合のみ提出する書類

(1) 前表5の収入に関する証明書について、下表のいずれかに該当する場合は、それぞれの書類を提出してください。

	提出書類	留意事項	発行機関等
1	生活保護受給世帯 (生活扶助費受給者) ※コピー可	○ 生活保護受給額決定通知書のコピーなど、昨年度1年間の支給額が確認できる書類	社会保険事務所等
2	無職者(失業者) ※コピー可	○ 雇用保険受給資格者証明書の両面コピー又は失業給付金給付明細書のコピー	職業安定所

(2) 特別控除に係る書類(該当する項目がある場合は、それぞれの書類を必ず提出してください)

	提出書類	留意事項
1	就学者(本人は除く)がいる世帯	○ 兄弟・姉妹等が <u>高等学校、専修学校及び各種学校(予備校、職業訓練校、その他)</u> または、 <u>大学、短大等に就学している場合はそれらの機関の在学証明書の原本、又は学生証のコピー</u> を提出してください。
2	心身障害者又は原爆被爆者がいる世帯 ※コピー可	○ 障害者手帳等または原爆被爆者手帳のコピー
3	長期療養者がいる世帯 (6ヶ月以上療養した方)	○ 医師からの <u>診断書のコピー及び診断書に記載の傷病にかかった医療費の領収書のコピー</u> ※診断書は病名、治療期間が記載されていること ※領収書は <u>平成30年(2018年)1月1日～平成30年(2018年)12月31日の治療費支払分</u> であること。また、 <u>6か月以上治療が継続されていたこと</u> 。 ○ 治療費の一覧表 ※領収書が複数枚に及ぶ場合は、「授業料免除制度長期療養者 領収書一覧」を記入し、領収書と一緒に提出してください。 (大学HPからダウンロード可)
4	母子・父子家庭 ※コピー可 ※マイナンバーの記載がないもの	母子・父子家庭であることが確認できる書類のコピー 例) 戸籍全部事項証明書・寡婦年金の源泉徴収票又は決定通知書 ※給与源泉徴収票の寡婦欄は証明書として受付できません。
5	学資負担者が死亡した世帯 ※コピー可	○ 死亡が確認できる証明書のコピー 例) 除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書等のいずれか
6	本人又は学資負担者が被災した世帯 ※コピー可	○ 被災証明書及び被害証明書(被害金額が記載されたもの)のコピー

※5および6については、定期募集以外で学資負担者の死亡や、広域災害などで被災したケースのみ提出。